

2025年11月 5日
全国港湾25発第19号
港運同盟発25一第53号

厚生労働省 職業安定局
局長 村山 誠 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足 立 賢 次

港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、昨年に起きた能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 2024年1月1日に発生した、「能登半島地震」から約2年を経過したが、いまだに港湾施設に関して完全な復旧には至っていない。

港湾運送事業を維持継続するためにも、被災した港湾施設の復旧なしに周辺港への貨物流出はあってはならず、被災港湾施設の早期復旧が最優先されるものとする。

ついては、被災した港運事業者や関係行政機関との連携を強め、一日も早い復旧を行い、事業の継続と雇用の場を確保すること。

2. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について

(1) 港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、関係所管官庁である国交省と連携を図りながら船社・荷主(団体)に対し、港湾運送料金を産別協定が順守でき、適正な労務コストを繰り入れた原価計算による港湾運送料金の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

(2) 国交省は、本年1月に実施した港湾運送事業における実態調査において、港湾労働者不足の常態化が予想されるなど、さらなる取組の強化が求められる結果であったことから、今後3年間程度を目安に取り組むべき施策を取りまとめた、「港湾労働者不足対策等アクションプラン 2025」を策定・公表した。

なかでも、取引環境の改善として、「荷主団体・船社団体に対して、適切な価格転嫁を要請」、「港湾運送事業の取引実態に関する調査を踏まえ、取引適正化のためのガイドラインを策定」、「運賃料金の届出における審査方法の見直し及びより実効性のある監査を実施するため、監査業務の運用の見直しを検討」とあるが、特に、運賃料金の届出における審査方法の見直し及び監査業務の運用見直しの検討については、政府のすすめる「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく施策を船社や荷主（団体）へ強力に推し進め、取引適正化のためのガイドラインが魅力ある港湾労働に資する、厳格なものとなるように求める。

また、「港湾労働者不足対策等アクションプラン 2025」で、取引環境の改善が行われなかった場合、早急な認可料金の復活を求める。（国交省、経産省、外船協 同文）

3. 港湾労働法の遵守並びに全港・全職種適用拡大について

労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に関係省庁・関係労働局・港運労使との四者協議を開催すること。

4. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。（港労法改正を含む）

尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議を行うこと。

(2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。

また、港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港湾運送事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とするを目的に貴省を含めた関係省庁との協議会設置を図ること。

(3) 地方港に於ける特定港湾倉庫の指定状況について報告されたい。

5. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置(港湾労働の定義改定など)について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数・検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

これまでの申し入れの結果を踏まえ、双方準備が整い次第早急に四者協議の開催を図ること。

7. 屋外労働者に対する酷暑期の熱中症対策について

近年国内において、地球温暖化に伴う夏場の猛烈な暑さが見受けられ、その期間も年を追うごとに長期化している。屋外労働者は酷暑のなか作業に従事しており、各職場において暑熱対策をおこなっているが、熱中症になりやすいリスクは拭えていない。

所管する省庁として、本年改訂された職場における熱中症予防基本対策大綱の徹底に加え、気温などの数値が危険域に達した場合、作業を中止させるなど屋外労働者を守るべく措置を講じること。

8. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

(1) ILO 第 137 号条約〔港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約〕を批准すること。

また、これら条約を補足する各勧告(第 145 号〔港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する勧告〕第 160 号〔港湾における職業上の安全及び衛生に関する勧告〕)についても同様の措置を講じること。

(2) 23 年 24 年と連続して本船設備による災害が発生した。よって、本船設備について（揚貨装置など）国交省と連携し、PSC（ポートステートコントロール）に沿って安全点検を行い項目表の開示徹底措置を早急に講じること。

(3) 外国船舶監督官の増員及び民間による準監督官(旧労災防止指導員制度)の設置など国交省と連携を図り対策を講じること。

9. 国際バルク戦略港湾構想に伴い、港湾労働者の雇用が既に失われている。国際バルク戦略港湾構想による地域での現状把握を目的に関係省庁・関係する都道府県と連携を図り雇用補償や雇用創出対策を図るよう早急に協議の場を設置すること。また、各都道府県や国交省と連携を図り具体的な経過を示すこと。

10. 石炭火力発電施設の廃止によって影響を受ける港運事業者や港湾労働者に対し、港湾運送事業を健全な運営を前提とした、救済や補償など対策を早急に講じること。

また、現状の港湾貨物がエネルギー転換施策の一環で代替エネルギーとなり貨物変化があった場合でも、「公正な移行」の大義の下、引き続き「港湾運送事業の範疇」であることを明確化すること。

11. 自然災害への対応について

本年、2025 年 6 月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行され、その中で、国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特

に実施に努めなければならない事項として、「防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用（新設）」が、追加されている。

貴省として、港湾エリアでの人的損失・港湾施設損傷による物流への大きな影響を及ぼすことがないように、防災無線の設置や情報通信を使っての情報伝達、共有など、国の施策と地方自治体、港湾管理者に対する指導の徹底を関係省庁と連携を図り実施すること。

以 上